⑸ Fulfillment place : The place will be specified later.
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "offer of services, etc" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.
⑺ The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs.
⑻ Date and time of tender explanation meeting : 3 : 00 p.m. January 22, 2021
⑼ Time-limit for tender : 12 : 00 noon February 5, 2021
⑽ Contact point for the notice : NISHIYAMA Kazuki or MATSUMOTO Hiroaki, Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2—2—1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100—8919 Japan. TEL. 03—3580—3311 ext. 2822 ext. 5639

○第102号（No.102）

1　調達内容
⑴は、第101号の１⑴に同じ。
⑵　購入等件名及び数量　領事業務情報システム・オペレーションユニット用機器の購入　５式
⑶　調達件名の特質等　調達仕様書による。
⑷　納入期限　令和３年３月31日。
⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　上記１⑵の購入物品一式の総価にて行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺は、第101号の１⑺に同じ。
2　競争参加資格
⑴、⑵は、第101号の２⑴、⑵に同じ。
⑶　令和元・２・３年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷は、第101号の２⑷に同じ。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
①　〒100—8919 東京都千代田区霞が関２—２—１　外務省大臣官房会計課調達室　田村　有里　電話03—3580—3311　内線3776　ＦＡＸ03—5501—8097
調達仕様書の交付場所
②　〒100—8919 東京都千代田区霞が関２—２—１　外務省領事局領事ＩＴ室　栗原　忍、南　みのり　電話03—3580—3311　内線4408　ＦＡＸ03—5501—8148
調達仕様書の交付を希望する場合は、予め電話又はＦＡＸにて交付希望日時を通知すること。
⑵は、第101号の３⑵に同じ。
⑶　入札書の受領期限　令和３年２月５日午前12時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑷　開札の日時及び場所　令和３年２月10日午後３時00分　外務省入札・開札室
⑸　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴①に同じ。
仕様関係：上記３⑴②に同じ。
4は、第101号の４に同じ。
5　Summary
⑴　The same with Notice above (No. 101)
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Consular information system, 5 sets
⑷　Delivery period : March 31, 2021.
⑸　Delivery place : The place will be specified later.
⑹　①, ②The same with Notice above (No. 101) ; ③have Grade A, B, C or D "sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.
⑺　The same with Notice above (No. 101)
⑻　Time-limit for tender : 12 : 00 noon February 5, 2021
⑼　Contact point for the notice : KURIHARA Shinobu or MINAMI Minori, Consular ICT Service Division, Consular Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs 2—2—1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100—8919 Japan. TEL. 03—3580—3311 ext. 4408

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和２年12月17日
支出負担行為担当官
厚生労働省労働基準局
労災管理課長　山田　敏充

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、26
⑵　案件名　中央障害者職業能力開発校におけるオンライン訓練用機器の整備
⑶　仕様等　仕様書による。
⑷　契約期間　契約締結日から令和３年３月26日
⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所
⑹　入札方法　入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「物品の販売」又は「役務の提供等」において、Ａ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。
⑷　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
ア　厚生年金保険
イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
ウ　船員保険
エ　国民年金
オ　労働者災害補償保険
カ　雇用保険
⑸　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
⑹　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
⑺　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑻　過去１年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法